

民法（債権関係）の改正に伴う製造物責任法 の一部改正の概要

令和2年1月
消費者庁消費者安全課

民法(債権関係)の改正に伴う製造物責任法の一部改正

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)*1)

*1 製造物責任法の一部改正部分の施行期日は、令和2(2020)年4月1日。

改正の内容①

生命又は身体の侵害による製造物責任法に基づく損害賠償請求権の時効期間(新第5条第2項)

- ・人の生命又は身体の侵害による製造物責任法に基づく損害賠償請求権の時効期間について長期化する特則を新設

「**知った時から5年**」(3年から5年に長期化)

【改正理由】

- ・人の生命又は身体という利益は、財産的な利益などと比べて保護すべき度合いが強く、これに関する損害賠償請求権は権利行使の機会を確保する必要性が高い。
- ・生命又は身体について深刻な被害が生じた後、通常的生活を送ることが困難な状況に陥るなど、被害者の速やかな権利行使が困難な場合が少なくない。

改正の内容②

製造物責任法に基づく損害賠償請求権に関する長期10年の権利消滅期間の意味(新第5条第1項第2号)

- ・製造物責任法に基づく損害賠償請求権に関する長期10年の権利消滅期間が**時効期間**であることを明記。

「次に掲げる場合には、**時効によって消滅する**」(除斥期間*2と解されていた→時効期間)

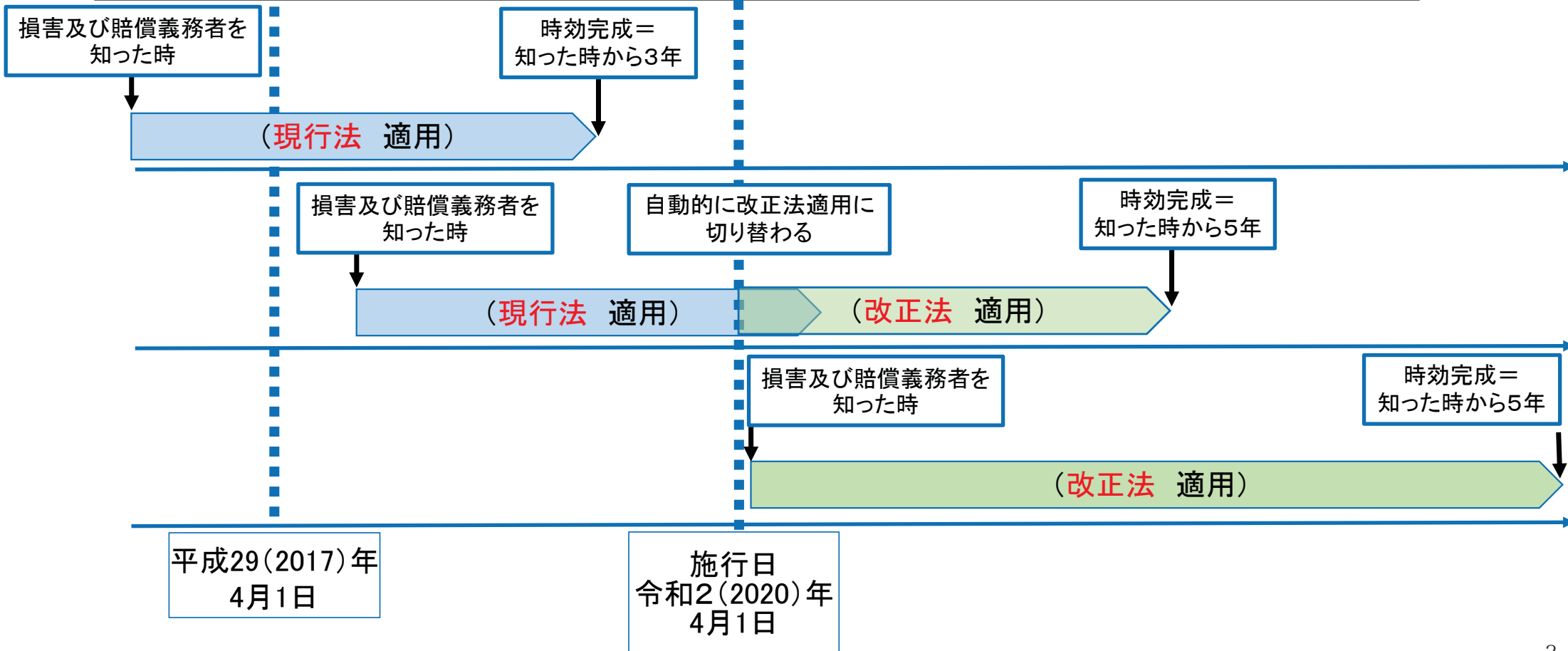
【改正理由】

- ・除斥期間と解すると長期間にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことに真にやむを得ない事情がある事案において、被害者の救済を図ることができないおそれがある。

*2 除斥期間とは・・・期間の経過により当然に権利が消滅するもの。
時効期間と異なり原則として中断や停止が認められない。

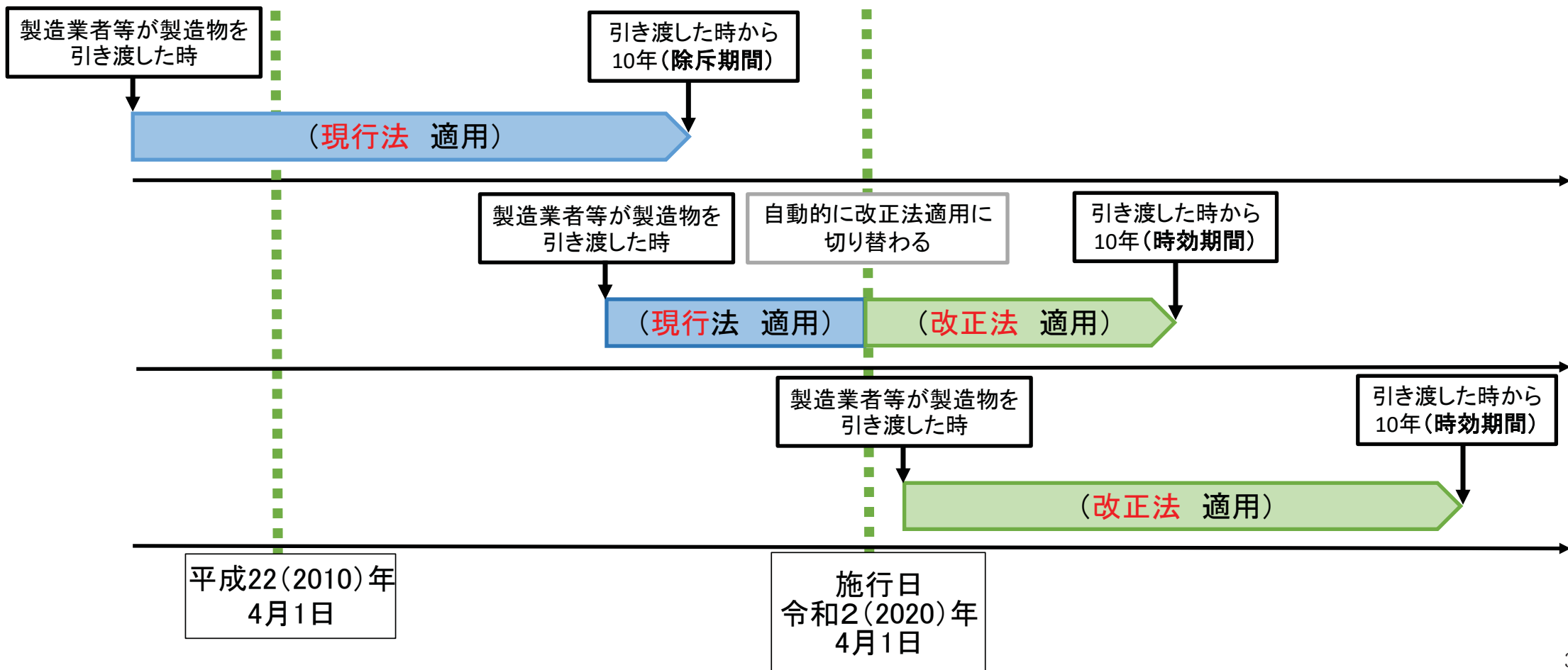
<経過措置①> 生命又は身体を侵害した場合の製造物責任法に基づく損害賠償請求権の消滅時効に関する規定(新第5条第2項)

生命又は身体を侵害した場合の製造物責任法に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間については、施行日の時点で改正前の製造物責任法による損害賠償請求権の消滅時効が完成していない場合には、改正後の新しい製造物責任法が適用される。



<経過措置②> 長期の権利消滅期間に関する規定(新第5条第1項第2号)

施行日前に製造物責任法に基づく損害賠償請求権が生じた場合であっても、施行日において長期の権利消滅期間(10年)が経過していないときは、新第5条第1項第2号が適用され、時効期間とされる。



改正前の期間の制限に関する製造物責任法の規定

○短期の消滅時効

被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年(第5条第1項前段)

○長期の権利消滅期間(除斥期間と解する)

製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年(第5条第1項後段)

※長期の権利消滅期間の起算点の特例

身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害

又は

一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、

その損害が生じた時から起算(第5条第2項)